

第三十八回国会 参議院法務委員会會議録第五号

昭和三十六年二月二十八日(火曜日) 午前十時五十九分開会

委員の異動

二月二十二日委員大泉寛三君辞任につき、その補欠として大野木秀次郎君を議長において指名した。

二月二十四日委員井川伊平君、野上進君及び野田俊作君辞任につき、その補欠として青田源太郎君、江藤智君及び安井謙君を議長において指名した。

二月二十五日委員安井謙君辞任につき、その補欠として井川伊平君を議長において指名した。

二月二十七日委員藤原道子君辞任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

松村 秀逸君

理事

井川 伊平君

大川 光三君

大谷 登瀛君

委員

大野木秀次郎君

後藤 義隆君

林田 正治君

大森 創造君

栗山 良夫君

赤松 常子君

市川 房枝君

植木庚子郎君

國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

政府委員

法務省司法法制調査部長 津田 實君

法務省矯正局長 大澤 一郎君  
最高裁判所長官代理者 事務次長 内藤 頼博君  
事務総局長 長井 澄君  
事務総局総務 第一課長 西村 高見君  
常任委員 高見君  
会専門員

本日の会議に付した案件  
○理事の補欠互選の件  
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○矯正医官修学資金貸与法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(松村秀逸君) ただいまから法務委員会を開会いたします。この際、委員の異動について御報告いたします。

二月二十二日付、大泉寛三君が辞任、大野木秀次郎君選任。  
二月二十四日付、井川伊平君、野上進君、野田俊作君辞任。青田源太郎君、江藤智君、安井謙君選任。  
二月二十五日付、安井謙君辞任、井川伊平君選任。  
二月二十七日付、藤原道子君辞任、江田三郎君選任。

○委員長(松村秀逸君) 次に、理事の補欠互選を行ないます。ただいまの報告中にもありました通り、井川理事が一時委員を辞任されたため、理事に一名の欠員を生じておりますので、この際、理事の補欠互選を行ないたいと存じます。

その方法は、慣例により、その指名を委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないと認めます。

それでは私から井川君の補欠として井川伊平君を理事に指名いたします。

○委員長(松村秀逸君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題に供します。当局より法律案の御説明を願います。

○國務大臣(植木庚子郎君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案の要旨は、第一審における訴訟の適正迅速な処理をはかる等のため、裁判所の職員員数を増加し、よりとするものであります。以下、簡単にその要点とすることを申し上げます。

まず第一に、下級裁判所の裁判官の員数を増加しようとする点であります。政府におきましては、第一審の充実強化をはかるための方策といたしまして、数年来、逐次第一審における裁判官の充実のための措置をとって参りましたが、右の方策の一環として、このたび、特に裁判官の負担が重くなっている地方裁判所における事件の審理及び裁判の適正迅速化をはかるため、さしあたり人員充足の見通し等を考慮した上、判事の員数を二十八人増加しようとするものであります。

次に、裁判官以外の裁判所の職員員数を増加しようとする点であります。すでに述べました第一審の充実強化をはかるための方策の一環として、裁判事務についての補助的機関として重要な職務を遂行する裁判所書記官の数を増加するとともに、近時少年の保護事件の数がますます増加する傾向にあること等に伴い、その専門の学識及び経験により裁判官を補助する家庭裁判所調査官の数を増加し、また、裁判所における定員外職員の処遇の改善をはかるため、現在定員外の職員によつて遂行されている事務のうち恒常的なもののために常時置かれる必要がある職員員数を、裁判所職員定員法による裁判官以外の裁判所の職員員数に組み入れようとするものであります。

これら新たに増加しようとする員数の総数は、二百九十四人であります。なお、この際、従来裁判所職員定員法第二条の裁判官以外の裁判所の職員員数に含まれていなかった検査審査会に勤務する職員員数を、新たに同条の中において明らかにすることとし、これに伴い、検査審査会事務官の員数に関する規定を削る改正をしようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願いいたします。

○委員長(松村秀逸君) 以上をもつて本法律案に対する説明は終わりました。

○委員長(松村秀逸君) 次に、矯正医官修学資金貸与法案を議題に供します。当局より本法律案の御説明を願います。

○國務大臣(植木庚子郎君) 矯正医官修学資金貸与法案について、その趣旨を御説明いたします。

刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容される者には、精神や身体の不健康なものが多いのであります。これを健全な国民として社会に復帰させるためにはまずその精神及び身体の健全化をはからなければなりません。また、他面、集団拘禁生活においては収容者の保健医療の適正な管理が要請されることも、自明のことです。

かように矯正施設における保健医療は、矯正行政上重要なものであつて、その業務を担当する医師たる職員員の確保こそ肝要であるにもかかわらず、現在の施設においては遺憾ながらその充足は十分とは申せない状況なのであります。

このような現状に対する対策として、すでに実施されている公衆衛生修学資金貸与及び自衛隊技術職員学資金貸与の制度の例に準じ、将来矯正施設の医師たる職員員にならうとする優秀な医学生または実地修練生に修学資金を貸与し、これらの者が矯正施設の職員として勤務した場合には、貸与金の返

選その他の点において有利な扱いをすることによって、医師たる職員を充足するためにこの法案を提案する次第であります。

次に、この法案の要旨とするところを御説明いたします。

第一に、政府は、大学医学部の医学専攻学生または同学部を卒業した実地修練生で、将来矯正施設に医師として勤務しようとするものに対し、無利息で、修学資金を貸与することができるとしてあります。

第二に、修学資金は、原則として毎月一定額を貸与する方法によるものとしてあります。

第三に、修学資金の貸与を受けた者につきましては、実地修練終了後直ちに矯正施設の職員となり、医師として修学資金貸与期間の一倍半に当たる期間勤務した場合には、その返還債務を免除することとしてあります。ほか、一定期間医師として矯正施設に勤務した場合にも裁量による全部または一部の免除を認めてあります。

第四に、貸与契約を解除したとき、修学生が矯正職員とならなかつたとき、矯正職員でなくなつたとき、または矯正職員となつてから二年以内に医師とならなかつたときには、そのときから貸与期間の半ばに当たる期間内に貸与資金を返還しなければならぬものとしてあります。

第五に、修学資金の返還についてやむを得ない事情がある場合には、これを猶予することができるものとす一方、正当な理由がなくて返還しないときには、日歩四銭の延滞利息を支払わせることとしてあります。

第六に、右に申し述べましたほか、

契約保証人、契約解除事由、貸与の休止及び保留、修学中の学業成績提出等について規定し、また貸与月額、期間計算、返還方法等、実施の細目については政令及び法務省令に委任する旨を定めてあります。

第七に、この法律の施行期日については、昭和三十六年度予算との関係上、昭和三十六年四月一日とすることにしたとしてあります。

以上が矯正医官修学資金貸与法案の趣旨であります。なお、この制度の施行に要する経費と致しましては、貸費生五十人に対する貸与金として二百八十八万円が昭和三十六年度一般会計予算案に計上されております。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(松村秀逸君) 以上をもって本法律案に対する説明は終わりました。質疑は次回に行ないたいと存じます。以上をもつて本日の審議は終了いたしました。次回の委員会は三月七日午前十時より開会いたします。本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時九分散会

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、矯正医官修学資金貸与法案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年

法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、一五二八」を「一、一八〇八」に改める。

第二条中「二万四十三人」を「二万三千三十七人(うち千四十二人は、検査審査会に勤務する職員とする。)」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 検査審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「通じて五百四十人」を削る。

矯正医官修学資金貸与法案

矯正医官修学資金貸与法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院(以下「矯正施設」という。)における医療の重要性にかんがみ、医師たる矯正施設の職員の充実に資するため、医学を専攻する者で将来矯正施設に勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。

(矯正医官修学資金)

第二条 政府は、次の各号に掲げる者であつて将来矯正施設に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で矯正医官修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一 学校教育法(昭和二十二年法

律第二十六号)に規定する大学(以下単に「大学」という。)の医学部の学生であつて医学を専攻するもの

二 大学を卒業して、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十一条に規定する実地修練(以下単に「実地修練」という。)を行なつてゐる者

(貸与方法)

第三条 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、実地修練を終了する日の属する月までの間、毎月、政令で定める額を貸与するものとする。ただし、隔着その他特別の理由があるときは、あらかじめ、二分又は三分分をあわせて貸与することができる。

(修学資金の総額)

第四条 政府は、第二条の規定により修学資金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、当該年度において結ばれる契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

(保証人)

第五条 修学資金の貸与を受けようとする者は、政令の定めるところにより、保証人を立てなければならぬ。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留)

第六条 政府は、第二条の規定による契約の相手方(以下「修学生」という。)が次の各号の一に該当す

るに至つたときは、その契約を解除するものとする。

一 退学し、医学を専攻して大学を卒業した後引き続き実地修練を行なわず、又は実地修練をやめたとき。

二 心身の故障のため修学の見込がなくなつたと認められるとき。

三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 死亡したとき。

六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。

2 政府は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行なわぬものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

3 政府は、修学生が正当な理由がなくて第十二条に規定する学業成績表の提出を行なわず、又は同条に規定する健康診断を受けない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

第七条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、返還の債務の免除を

受けることができる。

一 実地修練を終了して後、直ちに矯正施設の職員となり、かつ、引き続き矯正施設又は矯正行政を所管する政令で定めるその他の機関に在職した場合において、その引き続き在職期間のうち医師となつた後の期間が、修学資金の貸与を受けた期間（前条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。）の二分の三に相当する期間（この期間が三年に満たないときは、三年とする。）に達したとき。ただし、矯正施設の職員となつた日から起算して二年以内に医師となつた場合に限る。

二 前号に規定する在職期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 前項第一号に規定する在職期間を計算する場合には、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、政令で定める。

(返還)  
第八条 修学資金は、次の各号に規定する場合には、政令の定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間（第六条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。）の二分の一に相当する期間（第十条の規定により返還の義務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間と

を合算した期間）内に、返還しなければならぬ。

一 第六条第一項の規定により、修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。

二 貸与を受けた者が実地修練を終了した後、直ちに矯正施設の職員とならなかつたとき。

三 貸与を受けた者が、矯正施設の職員となつた後に死亡し、又は矯正施設若しくは前条第一項第一号に規定する機関の職員でなくなつたとき（同条同項第二号に該当するものを除く。）。

四 貸与を受けた者が、矯正施設の職員となつた日から起算して二年以内に医師とならなかつたとき。

(返還の債務の減免免除)

第九条 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後、矯正施設又は第七条第一項第一号に規定する機関に、通算して修学資金の貸与を受けた期間（第六条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。）の二分の三に相当する期間（この期間が三年に満たないときは、三年とする。）以上在職したときは、修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）の全部を免除することができる。

2 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後、矯正施設又は第七条第一項第一号に規定する機関に、通算して三年以上在職したときは、政令の定めるところにより、修学資金の返還の債務

の一部を免除することができる。

3 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、矯正施設又は第七条第一項第一号に規定する機関に在職中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

4 第七条第二項の規定は、第一項及び第二項に規定する在職期間の計算について準用する。

(返還の猶予)

第十条 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後矯正施設若しくは第七条第一項第一号に規定する機関に在職する場合又は災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合には、その在職する期間又はその理由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

2 前項の規定により修学資金の返還の債務を猶予する場合には、国債の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六條の規定は、適用しない。

(延滞利息)  
第十一条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額百円につき一日四銭の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(学業成績表の提出等)

第十二条 修学生は、法務省令の定めるところにより、毎年学業成績表を法務大臣に提出し、及び健康診断を受けなければならない。

(省令への委任)  
第十三条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に

ついて必要な細則は、法務省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ七ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ七ノ三 矯正医官修学資金

貸与法ニ依ル矯正医官修学資金ニ付テノ消費貸借ニ関スル

証書

二月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所法附則第三項改正に関する請願（第五二四号）（第五五七号）（第五六四号）

第五二四号 昭和三十六年二月十日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願 請願者 大阪市北区富田町三〇 岡本亮外十五名

紹介議員 高田なほ子君

裁判所に勤務する代行書記官、代行調査官、代行速記官は、日常書記官、調査官、速記官となら異なることのない同一質量の業務に従事し、かつその責任も同一であることを規定されているにもかかわらず、給与、身分上の差別待遇は著しく、また拡大している実情であるから、裁判所法附則第三項が規定している代行書記官、同調査官、同速記官制度を廃止して、書記官、調査官、速記官に切り替えられたことの請願。

第五五七号 昭和三十六年二月十一日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願（十六通）

請願者 大阪市北区富田町三〇 能見鏡外三十二名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第五六四号 昭和三十六年二月十四日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願（四通）

請願者 兵庫県宝塚市山本新池 十五名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

昭和三十六年三月二日印刷

昭和三十六年三月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局